

令和5年度第2回  
札幌市屋外広告物審議会

議 事 録

日 時：2023年10月20日（金）午後2時開会  
場 所：TKP札幌カンファレンスセンター 7階

## 1. 開 会

○事務局（河井道路管理課長） ただいまより、令和5年度第2回屋外広告物審議会を開催させていただきます。

皆様におかれましては、本日は、大変足元が悪い中、また、お忙しいところをご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、前回の8月と同様に、冒頭の司会を進行させていただきます札幌市建設局総務部道路管理課長の河井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の審議会の成立についてご説明させていただきます。

12名の委員のご出席を確認してございます。

これによりまして、全15委員の過半数が出席されておりますので、札幌市屋外広告条例施行規則第30条第3項の規定によりまして、本日の審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

## 2. 委員紹介

○事務局（河井道路管理課長） 続きまして、本日は、今年度の第2回目の審議会となります。本日は、前回ご欠席になられました方も数多く出席されておりますので、今年度初めてご出席をいただきました委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと存じます。

まずは、副会長に指名させていただきました古谷委員、続いて、新貝委員、堀田委員、森委員、樺澤委員から自己紹介をお願いしたいと存じます。

まずは、副会長の古谷委員からお願いいたします。

○古谷副会長 皆様、こんにちは。

前回は、欠席をいたしまして、大変失礼いたしました。

職業は、デザインコーディネートをしております。

この委員会に関わらせていただいて結構たちますけれども、前回欠席したこともあって、議事録に細かく目を通させていただいたら、今までにないぐらいの活発な動きが見られたようなので、今日は、皆さんについていけるように一生懸命努めたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○事務局（河井道路管理課長） 続きまして、新貝委員、お願いいたします。

○新貝委員 私は、新貝建築事務所の新貝孝之と申します。よろしくお願いいたします。

着任しましてから何期目になるのでしょうか。コロナ前ですから大分たちますね。

私はふだん、建築の設計事務所をやっておりますし、大学で建築の非常勤講師を務めております。

所属団体としましては、日本建築家協会に所属してございまして、北海道デザイン協議会に所属しております。

前回は、健康上の理由と申しますか、体調不良で出られませんでした。この論点の整理及び検討に一応目を通させていただきましたけれども、私自身、分からないところも多々

ありますので、またよろしく願いいたします。

○事務局（河井道路管理課長） 続きまして、堀田委員、お願いいたします。

○堀田委員 佳総合設計室の堀田里佳と申します。よろしく願いいたします。

前回は、日程の都合が合わなくて欠席させていただきました。

ふだんは、建築の設計事務所を細々とやっております。

○事務局（河井道路管理課長） 続きまして、森委員、お願いいたします。

○森委員 初めまして。札幌市立大学の森と申します。

私は2期目なのですがけれども、皆様と対面でお目にかかるのは初めてでございます。

東京から来て5年ほどたちまして、地元のことはあまりよく分かっていないかもしれないのですが、専門は都市計画でして、景観審議会等にも出席させていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（河井道路管理課長） 最後に、権澤委員、お願いいたします。

○権澤委員 道庁の都市計画課長をしております権澤と申します。初めましての方も多いかと思えます。

前回は、用務がございまして、急遽欠席させていただきました、今回は初の参加とさせていただきます。

道でも、屋外広告物関係と景観関係という皆様と縁の深い業務をやっておりますので、これからよろしく願いいたします。

○事務局（河井道路管理課長） ご挨拶をありがとうございました。

続きまして、会議及び会議録の公開についてでございます。

札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱及び札幌市情報公開条例の規定に基づき、審議については原則公開することとなっておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、本日の議題ですが、前回に引き続き、大通地区の景観保全型広告整備地区の指定についての1件でございます。

次に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

各委員のお手元には、議事次第、座席表、委員名簿、会議資料、景観保全型広告整備地区の手引を用意させていただいております。

お手元がない方はいらっしゃらないでしょうか。

それでは、これからの議事進行につきましては、当審議会の林会長にお願いしたいと存じます。

それでは、林会長、よろしく願いいたします。

### 3. 議 事

○林（健）会長 林でございます。よろしく願いいたします。

前回は8月3日だったと思いますが、2か月がたっておりまして、前回欠席された方に

お会いできてうれしいです。和やかにやりたいと思います。

議論の振り返りを含めて、事務局が丁寧な資料をつくっていますので、それを確認しながら今日の審議に入りたいと思います。

今日の審議の勘どころですが、前回、初回の際に、3回の審議会をします、1回、2回が終わった後にパブリックコメントをかけます、そして、パブリックコメントをかけた後、年が明けて3回目の会議でテーマである大通地区の条例案を決める段取りですという説明がされていると思います。つまり、今日の会議は、パブリックコメント前の一旦の結論といいますか、方向性といいますか、そういうものを示して市民の皆さんに見ていただくということなので、そういう思いで審議をしたいと思います。

進行係の私としては、初回には抽象的な話がいろいろと出ましたけれども、これから事務局が示されるものの方向に向かって審議をしていくというふうにお考えいただければと思います。

私は隠し事が嫌いなので言いますが、進行係として事務局と打合せをしました。途中で意見を募っていくと、最終的な集約のときにあちこちに行ってしまうので、私も下手なので、取りあえず、長丁場になりますけれども、まず説明をしていただきます。事務局から、前回の振り返りを含めて、この方向で行きたいという案を示していただいて、そこから具体的に審議をしていくという流れを進めてまいりたいと思います。

説明に45分ぐらいはかかるのではないかと思います、なるべくテンポよくお願いします。事前に渡っている資料がありますので、そこは少しはしょってもいいのではないかとご提案していますけれども、よろしくお願いします。

○事務局（西元寺路政係長） ここからは、事務局から資料に沿って説明させていただきます。

資料0から資料5までありますが、資料0が目次で、前回のことをまず資料1で振り返りまして、資料2で論点の整理をして検討していきます。具体的にどういった論点を整理するかが資料3で論点の対応ということでお示しをいたします。一旦、そこで説明を区切りまして、今後の手続について資料4で説明させていただいて、最終的に資料5で新しい大通のルールをどのように市民に評価していただけるのか、これは、具体的に言いますと京都市の事例を見ながら、充実した景観のルールを決めたときに市民がどのような評価をしていただけるのか、これが期待できるかということ資料5で見ていくという構成にさせていただきます。と思っています。

それでは、資料1の前回の振り返りからさせていただきます。

資料をめくっていただきまして、前回の振り返りの4ページです。

振り返りに関しましては、前回、各委員からご発言いただいた内容をピックアップしながら確認させていただきます。

まず、大通公園の景観についてということで、大通公園が市民にとって、市にとってどういう公園であってほしいかということをご発言いただいたところでございます。

赤線を引いているところをメインにご紹介させていただこうと思いますが、まず、大通の景観については、公園そのものとその周辺の施設などが連動して、そのエリアが市民が親しめる場所になるといい、連動した景観であるべきだというご発言がございました。

もう一つは、実に素朴で緑が広く、まちの中にいい空間がある、大通公園はそういういい空間だとお褒めいただいた委員もございました。

さらに、札幌を代表するものであり、緑も多く、東はテレビ塔から西は大倉山まで見渡せる東西を結ぶ大変重要な場所でもあるということで、前回お話をさせていただきましたが、今年、札幌市のはぐくみの軸強化方針の中で、大通公園を東西軸ということで、去年、札幌市制100年を迎えたところで、大通公園を再度魅力にあふれる場所にしていこう、東西を結ぶ大変重要な場所にしていこうと考えております。

次のページですけれども、丸井さんの看板があるから札幌だと分かって、このルールを規制することによって何もなくなってしまったら、特徴がなくなってしまって、名古屋なのか、札幌なのか、分からないようになってしまうのではないかと、まちとしても画一的なものになってしまい、それは寂しいというご意見もございました。

もう一点は、大通公園は、オフィスビルやマンション、札幌資料館や裁判所、合同庁舎などがあり、大通公園を中心に違った趣、いろいろな趣を感じることができるところも特徴の一つだと。また、大通公園を見下ろしたときの景観に配慮したルールも今後必要になるのではないかと、屋上階の部分だと思うのですけれども、そういった景観も必要になってくるだろうというご意見でございます。

続く論点として、デジタルサイネージについて、事務局から、大通公園にはなくてもいいのではないかとというご提案をさせていただいておりますので、そこへのご指摘でございます。

今は、デジタル化が進んで、しかもオン、オフが簡単な表現としてかなりコントロールしやすいものになっています。

もう一点は、初期の頃は原色系が非常に多くて色が再現できなかったのですけれども、今はかなり細やかな表現ができますね、まちの活力とか活性化に配慮してデジタルを利用していくことも大事ではないかというご意見、あとは、時代が変わっていく中で、渋谷のようなビジョンは大きすぎてぎらぎらして嫌だなというご意見もございました。

あとは、リアルな情報やたくさんの事柄を発信することができる優れた技術でありますねというご意見をいただいております。

次のページの③の経過措置についてです。

このルールを適用した後、既存の広告物をどうしていくかという議論ですけれども、片方で非常に厳しいルールを設定しておきながら、そこだけずっと残り続けているのは一体なぜなのか。要するに、もともと許可を得て掲出している広告物について、一体なぜあれが許されるのかという市民の意見が出る可能性はある。

景観を自分たちで積極的に守ろうとしているのは、どこかで既に出ているものと比べた

ときに不公平なところがあるという思いは、市民のレベルでは出てくるのではないかと危惧するご意見がありました。

もう一つは、鉄骨とかフレームはメンテナンスをすればずっと使えますし、表示面も色あせたところで張り替えることができるのであれば、恐らくその看板はずっと使えるようになり、ずっとそこに存在できますので、景観は改善しないのではないかというご意見がありました。

また、社名を変えたら、今後は表示を変えたら出せなくなってしまうので、これはドラスティックに過ぎるのではないかというようなご意見も寄せられております。

次のページですけれども、今後の手続や制度について、市民や業者に対してどう説明していくかという観点です。

具体的な効果などを実感できる新しいルールにすることで、効果を実感できるようなものがあると、今後、市民や事業者を説得するような材料になりますし、審議会として判断する材料にもなるので、市民に対して分かりやすい形で屋外広告物条例が目指す到達点などを示す必要があるということです。

また、広告を出したいという商業者に対しても、やりたいことを制限することになるからこそ、なるべく分かりやすい形で説明していくべきでしょうというご意見がありました。まずは屋外広告物条例を見て、次に景観条例も見て、さらにそこは風致地区でもあるという状態で、実際に手続をする方々にとっては、申請する立場からすると非常に複雑な制度になっているので、これをもう少し分かりやすく説明していく必要があるというご指摘、ご意見でございます。

次の5ページなのですけれども、懸垂幕と突き出し看板という個別の看板についてもご意見を頂戴しております。

バーゲンセールのような懸垂幕が果たして大通にふさわしいのだろうかということで、懸垂幕は昔からあるものですがけれども、よくよく考えていくべきだろうと。突き出し看板に関しては、その必要性や適切なサイズ、大きさの検討が必要ではないかというご意見を頂戴したところです。

ここまでは、第1回目のご審議で皆様にご発言いただいたところを抜粋させていただきました。

資料2の通し番号10ページは、これらを整理するとこういう形でしょうかという再度のまとめですが、論点①から論点⑥までの中で事務局として整理をしましたところ、こういった論点になるかということです。

論点①の大通公園の景観については、札幌市として大通地区の将来像をどう描いていくべきか、当審議会においては、その方向性を皆様で共有をしていくことが重要だと考えます。

論点②のデジタルサイネージについてですが、その技術的特徴や優位性を再検証し、それらが大通地区においてどのように機能するか、また、それら機能が大通地区の特徴と十

分な親和性があるのかについて検討していく必要があるという部分です。

論点③の経過措置についてですけれども、1代限りとするものの合理性とその問題点の比較を通じて、新旧の基準をいかに取り扱うことが妥当なのか、屋外広告物の基準へのあるべき向き合い方を景観法制にも照らして検討していく必要があるということです。

論点④の手続や制度の説明については、屋外広告物条例、景観条例、風致地区制度により守られている大通地区を手続面から整理することは景観保全に直結するので、このことを重視して、誰にでも分かりやすく配慮がされた手続を保証する必要があるというでしょうということです。

論点⑤の懸垂幕についてですが、従来より大型商業施設に多く用いられてきた広告形式で、時代の変化とともに、それが景観に与える影響をいま一度考えるべきではないか、他都市の事例なども参考にして、大通地区にふさわしいか、見詰め直す時期ではないかと考えました。

論点⑥の突出看板については、比較的古いビル建築に多く見られる広告形式として、各テナントが集合的に掲出する場合に、ビルから退去した後などにそのまま残されてしまうことがあります。景観上の影響だけではなく、老朽化した場合には危険な広告物となるおそれがありますので、一定の規制が必要ではないかと考えております。

以上の論点の整理をして、次の13ページから、その論点について一つ一つ皆様と共有していきたいというところです。

まず、論点①の大通公園の景観についてです。

写真は2013年の8月と2020年のものを用意させていただきましたが、春と冬の大通公園の見晴らしがよいところを掲載させていただいております。

このように美しい大通公園ですけれども、14ページのはぐくみの軸強化方針というもので、大通地区の将来像を札幌市としてお示しさせていただきます。

こちらは、まちづくり政策局で進めさせていただく大通公園の将来像ですけれども、二つスライドを載せさせていただきました。

赤い字の部分ですが、大通公園や大通、沿道建築物を一体的な空間として捉えられるようにしていくということです。連動した、連携した存在であってほしいというご意見があったと思うのですけれども、これに対応させていただくような将来像を札幌市としても持っているということでございます。

次のスライドも、大通公園との一体的な利用を意識した空間として促進を図るということにしております。

めくっていただきまして、15ページは、はぐくみの軸強化方針の中で、屋外広告物について特に言及された箇所です。

全体的な方針の中で屋外広告物について言及されるのは非常に珍しいことだと思うのですが、このように言及されております。

赤い字の部分ですが、屋外広告物の掲出にあっては、大通沿道の景観に配慮していきま

しょうということで、はぐくみの軸強化方針の中にも位置づけられたところです。

こういった前提を踏まえて、札幌市の全体的な方向性を踏まえて、以降の論点について皆様と確認していきたいと思います。

次の16ページは、論点②として、デジタルサイネージについての方向性です。

まずは、デジタルサイネージの優位性を再検証して、それらが大通公園とどういった存在、関係であるべきかに関してです。

まず、デジタルサイネージの特徴として、屋外広告物として、その機能に様々な優位性が見られます。伝達機能と表現機能で分けさせていただきましたが、まず、伝達機能としては、即時性と情報量の多さ、切替えや変更が自在であること、そして、表現の機能としては、可動性、動かすことができたり、いろいろな色を表現できる、あとは、明度や照度の調整も当然ながら可能というような様々な優位性が見られます。

矢印の下ですが、多量の情報を即時に多様な表現形式で伝達することが可能ということですが、これらは、自家用の広告物よりも第三者の様々な入れ替わる広告物に適性があるのではないかと、もう一点は、継続的な変わらない情報よりも、一時的、流動的な情報を伝達していくことに適性があるのではないかと、そして一番最後ですが、これらの適性が大通地区において十分に発揮できるかどうかということを考えました。

次のページですけれども、大通地区の特徴及び位置づけを再度確認させていただきますと、都心を象徴する空間として、風致地区の大通公園や歴史的建築物が存在しています。

もう一点、大通公園から大倉山までの直線的な自然的な眺望、風致地区にも位置づけられておりますので、こういった眺望に特徴があります。

先行地区は南口地区や駅前通地区のことですけれども、景観条例を踏まえて、抑制的な自家用広告物を誘導するエリアとして、景観保全型広告整備地区を指定していきますので、矢印の下ですが、デジタルサイネージの伝達機能は、即時性や多様な伝達形式については、今回、大通地区は自家用広告物に限る地区ですので、その適性が十分に発揮されないのではないかと危惧しております。

あとは、デジタルサイネージの表現機能としては、宣伝対象の可動性や、多色、光を伴う表現形式は、歴史的景観や自然眺望の中にはなくて、広告物活用地区にこそふさわしいのではないかとということです。

右の写真の薄野は、広告物活用地区ということで札幌市で位置づけているのですけれども、ここは表現形式や大きさに関して自由なところになっておりますので、非常に大きな光る広告物を自由に掲出できるエリアとして薄野地区があるということです。

左の写真は、ロンドンのピカデリーサーカスというエリアですが、伝統的な歴史的建築物もあるのですけれども、1か所に屋外広告物をまとめた形になっております。

こういった場所や、大通公園のような風致地区に関しては、デジタルの機能は相応しくなく、具体的に申しますと薄野のような広告物の活用地区でこそ、その機能は十分に発揮されるべきでしょうと考えました。



続きまして、論点③として、経過措置についての整理です。

1代限りとするというところの合理性、要するに、不公平ではないかという意見が出てきますという部分ですけれども、問題点として、不適合な物件についていつまでも無期限延長が可能になってしまうことと、目指すべき景観形成の達成が当然ながら困難になって不公平感も出てくるということです。

一方で、妥当性もあるということで、まずは、建築用語として既存不適格というものが存在するという事は浸透しているのではないかとということと、先行地区でも採用されてきた考え方でもあります。

また、所有者の皆さんの経済的負担に配慮した、いわゆるソフトランディング的な措置であります。

景観法制との整合と最後に書きましたが、18ページの一番下に景観法を抜粋しております。第2条では、「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等の人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされることを通じて、その整備及び保全が図られなければならない」とあり、景観は適正な制限の下に保全を図っていくべきということです。

次のページは、この景観法第2条でいうところの適正な制限とは何かとということなのですが、景観法ができた平成16年に景観法運用指針が国から出されているのですが、この指針の中で、「適正な制限の下」というのは、人々の生活や経済活動などに支障を来すような過度の制限ではないことを意味しますと示されています。

過度の制限はしませんということなので、結果として、1代限りという経過措置は、景観形成への自発的な取組を促すということで妥当かつ穏当ではないかと事務局としては考えております。

20ページは、この経過措置をどのように運用していくかということですが、既存不適格である状態をまず確認して、適切に大通地区の新しい基準へ適合させていくための措置として、皆様のお手元にも配っている手引の13ページの抜粋でございます。

屋外広告物許可申請の手続のところ、青で囲っている⑧ですが、先行地区である駅前通地区において既存不適格の継続申請を行う場合は、申立書を出してくださいとしております。平成23年に駅前通地区を指定していますので、そのときに既に許可を得ているけれども、新しい基準に合わないものに関しては申立書を出してくださいとしています。大通地区においても同じように申立書を出していただきましょうという措置です。

次の21ページに、申立書のそのものを掲載させていただいております。

赤いアンダーラインを引っ張っていますけれども、真ん中で、札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区と長いのですが、札幌駅前通地区に係る許可基準に適合しておりませんので、次のとおり申し立てますということで、申請者に申立書を出していただくことによって、既存不適格の状態にあるということをご認識いただくという措置です。これは、平成23年に導入したものであります。

21ページの申立書の下の部分で、改修や除却計画を書いてくださいということで、この申立書をつくっていただきます。

次の22ページに、平成23年に駅前通地区を指定したときにどういう議論が行われていたのかということをお示しさせていただいております。

平成23年の当時の委員も、前回、皆様にご議論いただいたことと同じようなことを危惧されていたところでした。

赤いアンダーラインを引っ張っていますけれども、構造体の大規模な改修は駄目にするべきではないか、要するに、補修をすれば50年でも40年でももちますというところで、危ないから改修しますと言ったらずっと残ることになるというご指摘がありました。当時の事務局からは、申請の都度、きちんと指導していくことが一番大事ではないかと。ある委員からは、撤去している人は逆に不公平である、いつまでも経過措置がこの申立書で認められるのであれば不公平だというご意見を持つ方もいらっしゃるでしょうというご指摘がありました。最後に事務局から、単に申立書を相手方から受動的に受け取るだけではなくて、こちらからも能動的に、あくまでもお願いという形になりますが、早期改修に向けてご協力をお願いしますという形で行政から積極的に発信していくことも必要になっていくでしょうということで、平成23年の議論を経て、この申立書をつくらせていただいたという経緯です。

次のページです。

今回、この申立書をそのまま大通地区に導入していくことが妥当かどうかというところですが、事務局としても、もう一步、能動的にということを考えまして、23ページの(1)ですが、書類の名称として、「申立書」では、申請される側としても、市がどのような趣旨で提出を必要としているのか伝わりにくいのではないかと思います。名称を「既存不適格広告物等に係る是正計画書」に変更し、是正計画書として出していただくと考えました。既に既存不適格の状態ですので、是正の計画書としてお出しいただくということです。

(2)については、改修(除却)となっていました。改修なのか、除却なのか、どちらをするのか、また、両者はどう違うのか分かりづらいという印象がありますので、改修と除却を区別して、まず改修の定義を明確にしていきたいと思います。さらに、改修には修理や補修のイメージもありますので、既存不適格の延長を許容するようなメッセージも与えかねないと思います。市として新たな基準への適合を推進していく姿勢を明確に発信するため、許可条件書において是正に向けた動機づけを行うということを考えました。

これはどういうことかといいますと、24ページの是正計画書の一番下の拡大版ですが、上が旧バージョン、下が新しいバージョンで、このようにしたらどうかと事務局では考えております。

まず、一番上の「上記屋外広告物の改修(除却)計画」に関しては、古いほうでは明確ではなかったもので、どちらかというところに丸をつけていただいて、その下の(改修/除

却)を行う時期というところの下に赤字で、改修は既存不適格の状態を是正する改修工事を指しますと。改修とは、あくまでも延命をさせるためとか、そのままこれを出すための補修ということではなく、既存不適格の状態、つまり、大通地区であれば、壁面広告物は25平米以内にしてほしいというものがあって、既存の広告物が30平米で出ていますという場合について、この広告物を改修しなければならないということになったら、それは25平米にしてほしい、この是正計画書に関してはそういう改修ですという意味のメッセージです。

②で改修や除却を行わない理由をお示しいただいて、③では既存の広告物の法定耐用年数をお示しいただくという形です。

次の25ページですけれども、先ほどの是正計画書にプラスをして、許可条件書というものも出させていただけようと考えております。

許可条件書は既にあります。こういうものでして、屋外広告物の許可をしたときに許可条件書を出すのですけれども、1番で、広告物の掲出に当たっては、屋外広告物法、屋外広告物条例その他関係法令を遵守してくださいとか、11番まで条件があるのですが、最後にプラスして、具体的に除却計画や改修計画が示されない方に関しては、特記事項として、「既存不適格の状態について、次回も更新する場合には、是正に向けた具体的な見通しを示すこと。」と記載してございます。

要するに、是正計画書で未定ですとかまだ方針が決まりませんという方に対しては、今回は更新許可をしますけれども、次回には、いつまでにどういう改修をするか、いつまでに除却をするかという見通しを是正計画書の中で明記してくださいという趣旨で、特記事項として書かせていただけようと考えております。

こうすることによって、次回までには除却か改修はしていかなければならないのだなど。次回に必ず除却、改修をするわけではないですが、少なくとも見通しは是正計画書の中で示さなければいけないということで、許可条件書の中で特記しますので、基本的には3年に一度の更新ですけれども、皆さんに動機づけを改めてさせていただきます。

この3年間で次回にどうするかを役所に出さなければいけないのだなどということです。少なくとも、法定耐用年数が10年とか15年のものがあると思うのですけれども、こういうものに関しては、10年間でよくよく考えて、法定耐用年数を迎えますから、改修が必要になってくる。その改修をするときには広告物を小さくしなければいけないのだなどという見通しを、次回更新申請をする3年の間で考えていただいて、是正計画書の中でお示しいただきたいという趣旨であります。

今のところが論点③です。

26ページは論点④ですけれども、この手続や制度の説明などについて、どのように分かりやすくお伝えしていくかという部分です。

誰にでも分かりやすく配慮がされた説明、特に事業者の皆様には、ルールがより厳しくなっていくので、分かりやすく示すべきでしょうというご指摘をいただいておりますので、

まずは、今回の大通地区を景観保全型広告整備地区に指定することと、風致地区などとの関係がどうなっているのかというところを端的に示させていただいたのが26ページの地図です。

まず、緑のラインは、風致地区、自然を守っていきましょうというラインです。赤いラインは、屋外広告物条例の今のところの風致地区のラインで、同じ風致地区のラインなのですが、両方でラインが違っていたというところなのです。

屋外広告物条例のラインは道路境界までのラインだったのです。屋外広告物としては、要するに、風致地区、禁止区域で、あくまでも道路区域までという設定の仕方だったので、本当の風致地区は、その赤いラインから緑の30メートルのラインまでだったのです。同時に、風致地区が景観計画重点区域のラインでもありました。

今回の景観保全型広告整備地区の指定は、景観計画重点区域のラインと合わせていくことが趣旨なので、赤いラインを緑のラインと合わせて、景観条例のラインと風致地区のラインと屋外広告物条例のラインを完全に一致させる試みであります。

このことを端的に関係者の方々にも説明していこうと考えております。

続きまして、27ページです。

27ページはこの制度の説明ですが、大通地区の指定後は、風致地区が中心に立地する地区の特殊性に鑑みて、屋外広告物条例と景観条例の両方の手続が必要になってきます。

提出書類を明確にして、手続漏れをなくしていくための措置として、先ほどご覧になっていた許可申請の手続の必要書類の中の9番目として、札幌市景観計画重点区域内行為審査結果通知書ということで、景観のセクションでつくる書類です。下の28ページが審査結果通知書ですが、まず、屋外広告物条例の申請をする前に景観条例の審査を受けていただいて、そうすると、この審査結果通知書が出ますので、これを屋外広告物条例の申請書類の中につけていただくことにしました。そのようにすれば、景観条例の審査が漏れることはなくなるだろうという趣旨です。

そして、これは大通地区のみの措置です。南口地区も北口地区も駅前通地区も、景観の条例の網がかかっているのですが、広告物条例の整備地区に指定させていただいた後は、景観条例の審査は基本的になくなるのです。今、南口地区と北口地区と駅前通地区は、看板については景観条例の審査をしておりません。しかし、今回、大通地区を広告条例で指定した暁には、景観条例はこれからもそのまま審査に関わっていくということです。

理由は、大通地区が風致地区なので、景観条例としての広告物に対する景観の審査はなくしませんということで、二つの条例で大通地区の景観を審査していく、コントロールしていく、規制をしていくという趣旨であります。

続きまして、29ページの論点⑤です。

懸垂幕について、昔からあるものなのですが、いま一度考え直すべきではないか、他都市の事例はどうなっているのかというところを検討しながら探っていくということで、西武池袋本店と大丸札幌店の写真を載せさせていただきました。

その下に、他都市の懸垂幕がどのように扱われているかということをお示しさせていただきましたが、札幌市は、おおむね平均的な許可期間であります。福岡市は1か月、仙台も名古屋も3か月ですけれども、西武池袋本店がある豊島区は、1年で、札幌市と同じです。横浜や京都は大体3年となっています。

しかし、今回、札幌市は、通常のエリアであれば1年ということで平均的ですが、景観保全型広告整備地区に指定させていただいた後には、この許可期間が、30ページですけれども、おおむね15日間、半月で片付けてくださいという基準になります。なおかつ、中層階である7階以下に限って掲出できますという基準です。

先行地区の南口地区や駅前通地区もこのような基準ですが、このような基準は他都市と比較してみても十分に厳しい水準になっておりますので、懸垂幕に関してはそういうコントロール、規制をしていきたいと考えております。

続きまして、31ページは、突き出し看板についての整理です。

比較的古いビルなどにある広告形式ですけれども、危険な広告物になるおそれもあるところですので。

写真のような雑多ないろいろなお店が入っているようなビルですと、景観上の支障もありましょうし、隣の写真のように、高いところについているようなものでテナントがいなくなってしまう場合には管理が難しくなるものもあり、これが老朽化した場合には危険な可能性もあります。

それをどのようにしていくべきかというところは32ページですが、赤い四角の中ですけれども、南口地区の一番厳しいものと合わせて、低層部以下の1階から3階以下に1基10平米以下、1面5平米以下とする基準を考えております。

写真は、セブン-イレブンやスターバックスのように、コンビニや喫茶店には一定のニーズがあると思われ、その隣の写真はイタリアとかイギリスの看板です。

これら外国の看板の起源は、皆さんには釈迦に説法なのですが、文字が読めない方にこのお店はどういうお店かということを端的に伝えるために導入されたのが始まりで、こういったもののニーズはかなり昔からあることが確認できます。

以上、資料2をまとめますと、資料3のとおりです。

論点①から⑥までについて、端的に対応をまとめております。

論点①の大通公園については、はぐくみの軸における位置づけを確認し、論点②のデジタルサイネージに関しては、大通地区は自家用に限りますので、デジタルサイネージの機能が十分に発揮されないおそれがありますから、前回同様に不可にするべきではないか。

論点③経過措置に関しては、広告物掲出者の経済的負担や景観法制の理念を踏まえて前回同様に1代限りとしますが、手引にて是正計画書を求めていきます。除却なのか、改修なのか、改修は当然ながら基準に合う改修にしてくださいという意味です。新たに、許可条件書の中においても是正の動機づけを行うことで、市としても許可基準の徹底に向けた明確な意思を発信し、許可条件書の中で特記事項を書かせていただくところです。

論点④の手続の説明に関しては、屋外広告物条例と景観条例の手続を今後も併存させていき、手引の中に許可申請の必要書類として記載をして、見える化をしていきます。

論点⑤の懸垂幕に関しては、必要不可欠なものとは判断し難いのですが、南口地区における状況や他の屋外広告物と異なり、短期間の掲出にとどまるものであるため、先行地区と同様に規制をしていきます。論点⑥の突き出し看板に関しては、再確認をしたところ、先行地区においても低層部の3階までと制限されているため、これと同様に規制をまいります。

最終案としてまとめたのが35ページです。

通常の区域と大通地区を並べております。

屋上広告物に関しては、南口第一地区と同様に不可、通常の区域であれば高さ20メートル以下のものであれば出せるのですが、大通地区においては、南口第一地区においても不可にしているため不可ということです。

壁面広告物については、1壁面4分の1以下で、25平米以下です。これは景観条例でも既にそういう基準にさせていただいております。

突き出し看板に関しては、1基10平米以下、1面5平米以下ということで、これは南口と同じ水準です。

地上の広告物については、1基30平米以下で、1面15平米以下です。これは、南口も北口も駅前通地区も、先行地区はすべて同じものです。

懸垂幕については、先ほど触れましたとおり、15日以下、7階の中層階以下に出していただく、これも先行地区と同じ水準です。

窓の広告物、デジタルの広告物、案内誘導の広告物、自主組織は、前回から確認をしておりますが、今回の大通地区のみというものもありますが、基本的には不可の形にさせていただきます。

一番下のところに、黄色で経過措置と景観の手続をまとめて記載しておりますが、書類上、今回の措置として新たに加えさせていただいたところですが、経過措置に関しては、是正の計画書を添付していただいて、場合によっては許可条件書の中に特記事項を書かせていただきます。

景観の手続に関しては、景観審査結果通知書を添付していただいて、大通地区のみは景観条例の審査も残して屋外広告物条例と景観条例のダブルで見えていく措置をさせていただくということです。

最終案については、以上でございます。

○林（健）会長 どうもご苦労さまでした。

丁寧な整理をしていただいて、最終的には35ページの案がパブリックコメントで示されることになると思います。

今、これに至る経緯を事務局はどのように考えてきたかということをご丁寧に説明されたと思います。過去に私がやってきた中で、こんな丁寧な事務局対応があったらと思う

うほど丁寧でありますし、そういう意味では審議会として感謝したいと思います。

ここで、皆さんからご意見、ご質問をいただくわけですが、実は、異例ではあるのですが、本日欠席された札幌広告美術協会の林（昌）委員から、熱心に御自分の出張先で考えたことなどが事務局に送られてきまして、この扱いをどうしようかということで、本来は、審議会にたくさん出ている方はご存じだと思いますが、欠席された方は定数に入りませんので、これを取り上げる必要はないと言えないのです。

ただ、司会進行の私としては、委員がこれだけ熱心に市民の一人として、これもパブリックコメントの一つだと思いますけれども、出されたということでは、僕ら審議会委員の仲間としては流すのも嫌なので、取りあえず取り上げて、ただ、ここにはいませんので、あくまでも参考といいますか、そういうことでこれに関してどうこうということではなくて、こういうご意見が出されているということにさせていただければと思います。

それでは、進めてまいりたいと思います。

まず、欠席された方もいらっしゃいますし、説明が長丁場でありました。先ほど、新貝委員からも、少し分からないこともあるというように、謙遜されて言われたかもしれないですけども、まずは質問のある方はお出しいただきたいと思います。

○新貝委員 先ほどのご挨拶の中で、事前に郵送していただいた論点の整理及び検討の中で分からない部分があると言ったのは、1代限りという定義についてです。要するに、1代なのか、2代なのか、それをどう監視していくのか、どう取り締まっていくのかが分からなかったのです。

今日お話を伺った中で、1代限りというのは、既存不適格との絡みで、既存不適格が1代目で、それを補修したり何なりするとき、我々建築の世界で、建築基準法の中の既存不適格というのは、特に監視されているわけではなくて、次に何かをするとき、例えば、増築をするとか確認申請を出し直すときに確認申請が通らない、現在の基準法で取り締まりますから建築確認が通らないというペナルティ的なものがあるのですけれども、それで、前にいただいた中で、1代限りの取り締まりと罰則というのが分からないという意味だったのです。

そして、今日お話を聞いて、さらに分からない部分があったので、既存不適格の定義をはっきりしたほうがいいのではないかと思います。

○林（健）会長 西元寺係長、説明をしてください。

○事務局（西元寺路政係長） 私も不勉強なのですが、新貝委員から、建築基準法の定義によれば既存不適格のものは、今回の増築などの際には、ちゃんと新しい法の基準に合わせていく必要があるというご説明をいただきました。私どもが考えたのは、今回の更新時に新しい基準に合った改修をしていただくということでもあります。

ただし、改修をしない場合ですね。建築基準法上、今回の建築行為をするときには、当然、基準に合ったものにしていただくということだと思っておりますけれども、私どもの屋外広告物条例では是正計画書を出していただくのはどういうときかということ、3年に一度のと

きなのです。

屋外広告条例は、3年に一度、許可を取っていただかなければならないので、今、許可を取って、新しいルールが施行されるのは来年の2月頃を想定しているのですけれども、その前に許可を取ったものについて新しいルールが設定されて、3年後を迎えたときに何もしていなければ、看板を改修なり何なりをしないままの状態であれば、3年に一度の更新のときに許可されるという意味です。

そういった意味で、既存不適格の状態なのですけれども、その看板を何もしない限りは3年に一度の許可もしていきましょうということです。

ただ、そのときに、その屋外広告物を今後どうしていくのかということで、是正計画書を出していただくということでもあります。

また3年間の許可期間があるわけですから、例えば、この広告物を3年以内に改修をしますというのであれば、それを書いてくださいと。そうではなくて、法定耐用年数が10年なので、まだあと6年ぐらい使えますからというのであれば、法定耐用年数まで使いますということを書いた計画書の中に書いてくださいという趣旨なのです。

そして、未定である、いつまで使うか分かりませんというものに関しては、許可条件書の中に、今回は未定なのであれば、次回、3年後のときにはどういう措置をするのか、見直しをお示しくださいということで、是正計画書の中に書いていただくという手続きを市としてもお願いしたいという整理です。

ですから、1代限りというのは、そのまま状態であれば更新できるという意味であって、デザインを変えたり改修をするときは、新しい基準に合うものにしてほしいという趣旨です。

○林（健）会長 建築とは何か違うようなのです。

基本的に、広告物は、広告の方がいらっしゃると思いますから、逆に広告の側から説明してもらったほうがいいと思います。

南口のときも議論されたのですけれども、簡単に言うと、ペナルティーを科すということに関しては、行政側で建築基準法とか様々なものを含めると、違うらしいのです。

1代限りのものをお仕事で結構扱っていると思うのですけれども、どんなふうになっているか、お分かりですか。

○我孫子委員 表示や意匠が変わったり大きさが変わったりすると、そこで1代限りを終了というふうに認識しておりますけれども、今の事務局からの説明の改修のレベルは、どこまでなら許されるのでしょうか。許されない改修もありますね。

例えば、改修というのは、許可条件の中の二つ目の定期的な点検、補修その他必要な管理を怠らないようにするのは、改修の一つになるのではないかと思います。怠らないように管理をしていけば、前回も言いましたけれども、表示が変わらなければ、ずっと使えてしまって、こういう書類さえ出せば継続許可が得られてしまうのではないかと思います。

この改修のレベルが、広告業界から見ても分からないです。



○事務局（西元寺路政係長） 今、我孫子委員がおっしゃった改修というのは、必要があるから改修をするということだと思いますけれども、その改修は、老朽化したとか、何かのアクシデントでする必要が出てきたということを取っていいと思います。

そのときには、実際に工事をする必要がある、危ないので措置をするということであれば、そのときに新しい基準に合ったものにしていただきたいという趣旨です。

私どもが一般的にイメージしたのが、法定耐用年数が来て、老朽化して工事をしなければならぬというときには、基準に合う大きさにしてください、突き出し看板であれば、今まで30平米ぐらいのものがついていたものに関しては、基準値内の10平米にしてくださいとか、そういった趣旨で捉えていただければというところでした。

○事務局（河井道路管理課長） まず、今回、1代限りを継続するという趣旨は、急に経済的な負担をさせるのは好ましくないと思ひまして、その中で、3年に一度の許可申請のときには、写真などを添付して安全性の確認をしています。

安全性が確認できないようなものについては改修しているのですけれども、改修する費用負担ができるのであれば、そもそもその広告自体を基準に収まるようにしてくださいという指導を今はしようとしております。

ですので、明確な基準はないのですけれども、費用負担がかかるような改修をするのであれば、基準に合うような形に広告を直してくださいという形の指導をしようと思っております。

○林（健）会長 何かお知恵というか、こういう方法があるのではないかということがもしあれば、お願いいたします。

これは非常に難しいのです。南口の問題は、これで通っているわけです。ですから、大通をどうするかという問題は、厳しいので、慎重にしなければいけません。南口にも影響を与えることとなりますので、実際の経済的な負担ということを含めて配慮しなければならないということです。危険な状態になったために、撤去しなさいと言うのだったら非常に分かりやすいのですけれども、私どもも市役所さんと相当議論をさせていただいて、まず、この審議会は、市民のレベルでも理解ができるようにということも大事なところだと思います。

ですから、ルールを変えると、南口も同じようにということになることもあるのです。ただ、言葉と指導の仕方、ペナルティーの在り方、今回、経過措置と景観手続を新しくしたことは非常に評価していいと思ひまして、市がやると提案したことは一歩出たと思うのですけれども、これをどうするかです。

非常にうまく落着かせるというか、簡単に言うと、丸井さんの看板を撤去しろと。

言葉遣いに気をつけなければならないのですけれども、行政代執行ができればそれでいいのですが、経済的な負担とか、撤去してくださいと言うのなら札幌市が面倒を見てくれるのかということを含めて、こういう商業的ルールから言うと難しいのです。

最終案に行くような方向づけをしていこうということなので、一つの言葉とか、私がこ

うやって説明するのは何ですが、私は、経過措置と手続をかなり変えていただいたということを含めて、この議論は各論になりますけれども、核心に近いものがあるので、ほかの方からもご意見はありませんか。

これは知恵ですね。いろいろな経験の中で、どういうふうにペナルティーあるいは縛りをつけていくかということなのだろうと思います。

○事務局（西元寺路政係長） 先ほどの我孫子委員も、私どもの説明と若干かみ合っていない部分がおありになるのだろうと思いますし、私も自分の発言を振り返ってみましたときに、是正計画書の中で言うところの改修という言葉と、我孫子委員が懸念を示された改修という言葉は、実は、響きは同じなのですが、意味合いとしては違うということだろうと思います。

前日も我孫子委員が懸念を示されていたのは、一般的な意味で言うところの改修を了とした場合には、そのまま何十年でももたせることができるけれども、市は、そういう改修を許すのですか、是正計画書の中で報告を求めるのですかというお話だったと思います。私どもが求めている、是正計画書の中でお示しいただきたい改修というのは、基準に合うような改修の報告をしてくださいという趣旨です。我孫子委員が懸念を示された改修は、日々の維持管理、メンテナンスの意味での改修だと思うのです。それを認めるのであれば何十年でももたせることができる、果たしてそれを報告させることに何の意味があるのかということだと思うのです。

私ども市としても、既存不適格の看板の延命を了とするような報告を求めてはいないです。許可条件書の中にもあったと思うのですけれども、当然ながら、看板の所有者の義務として日常的にやっていただきたいメンテナンス、改修は、それはそれとしてやってください、許可をするにあたっての当然の条件ですということですが、3年に一度の是正の計画書に関しては、除却をしていただくのか、基準に合う改修をしていただくのか、どちらかを選んでくださいという趣旨になります。

ですから、是正計画書の中で言う改修というのは、非常に重い改修なのです。基準に合わせてくださいという改修です。ですから、それを3年以内に是正しますというのはなかなか難しいこともあるでしょう。恐らく、対応が難しいという方は、未定だとか、今のところは法定耐用年数までという話に当然なってくるのだろうと思いますので、ならば法定耐用年数までは使えるのでしょうか、そのときには是正の計画を示してくださいという趣旨があります。私どもが3年に一度出していただく是正計画書の中でお示しいただきたい改修は、メンテナンスの改修ではないということは、こちらとしても明確にご案内させていただきたいと考えております。

○新貝委員 工事しなければならない理由というのは、物理的に危険があるということで、今はメンテナンスのことに議論が移っていますが、今ここで議論するのは、景観の話ですね。あれはみっともないから是正するという話ですね。

多分、私が建築基準法を持ち出してしまったのが悪かったと思います。建築基準法は、

確かに危険があって条例が変わって、既存不適格か適格かというものなので、例えば、大きな地震があって、耐震性能をアップしなければならないというのに既存不適格だ、平成5年位前にあったものは既存不適格だというのがあったので、私が基準法を持ち出したのが議論がずれていった理由ではないかと思います。

申し訳ありません。

○林（健）会長 核心は、私が言ってはいけないですが、発注する側はいろいろな理由をつけて、直さない理由と変えない理由を言うと思うので、札幌市はそれで困っているわけです。そういう意味では、今、市が整理していただいたことで、新しい基準に合うような改修をしていただくのかどうかを書いてもらうというところに一歩進んだと思います。

古谷副委員長は、南口のことをおやりになっていて、すごい経験をしていらっしゃるので、1代限りということについてご意見がありましたらお願いします。

○古谷副会長 今、南口は、エスタビルがなくなりますので、その問題は**少なくなると思います。**

私は単純に、皆さんのお話を伺っていて、改修という言葉が非常に混乱を招いていると思います。幅が広くて、分野によって捉え方が違いますからね。

ですから、適正な言葉かどうか分かりませんが、不適格広告物であれば適格化工事と。是正工事も変だと思うので、適格化工事または除去という形にすれば明確になるのではないかと思います。非常に一般レベルでの疑問でした。

○林（健）会長 非常に具体的になったと思います。

今、苦勞されて市がつくられた書類の中にそういう形で明確化するほうが方向性がはっきりしていると思うので、それはすばらしいことだと思います。

ほかに、この件に関してご意見はありませんか。

○森委員 適格化工事か除却かということですが、1回目に出すときに、広告物等の耐用年数の経過時に適格化を行うというところに丸をして、今回の3年ではやらないということで、2回目に出すときにも、またそこに丸をされるということでもいいとなると理解していいのですか。そうすると、ずっと行けるのではないですか。

○事務局（西元寺路政係長） その辺りは核心の部分だと思うのですが、私どもは、まず、一般的には最初に書いていただいた法定耐用年数なのかなと思います。

耐用年数を少しずつ延ばすような技術があれば、ずっと行けてしまうことになりますので、私どもは一度許可をしたデータは当然ずっと持っていますから、最初は法定耐用年数が何年でしたね、そういうふうに示していただいていますよということは、許可をする現場で当然分かる話です。ですから、そこで行政と看板の所有者もしくは業者と対話をして、既存不適格であるという状態が分かったときに、法定耐用年数で基準に合う改修をするという見通しでしたよね、ということを確認していきながら改善を図っていくことになると思っています。

○森委員 駆け込み需要というか、駆け込まれて新しいものが建ってしまって、耐用年数という、結構後々まで残ってしまうことにならないかということが心配でした。

○事務局（西元寺路政係長） 確かに、我々も駆け込み需要は危惧するところですが、実際には、大通地区なので、中央区に関わる部分だけですから、既に中央区の許可をする部署には、こういう形の基準にしていくという話はしております。

実際にこれから大通地区で看板を出そうという方に対しては、新しい基準はこのような形で検討していて、その広告物は今は出せますけれども、申し訳ないのですが、すぐに既存不適合になる可能性がありますという話は内々にさせていただいています。

ですから、大変申し訳ないですけれども、こういう基準に合ったようなものにされたほうが今後の手続のためにも妥当なのではないか、というご案内を少しずつさせていただいております。

○林（健）会長 ほかにございませんか。

○我孫子委員 耐用年数ですけれども、今ある看板は耐用年数ですということで申請をした後に、看板自体の大規模改修、いわゆるメンテナンス側の大規模メンテナンスをして、財務上、経理上の耐用年数もそこで恐らく上がると思うのです。年数が長くなると思うのです。そういうちゃんとした根拠がある申請が来たときには、どういう対応をされるのでしょうか。

○事務局（西元寺路政係長） 大規模メンテナンスをされるということですね。

○我孫子委員 はい。

○事務局（西元寺路政係長） それは、看板部分の話ですか、建物部分の話ですか。

○我孫子委員 看板です。

○事務局（西元寺路政係長） 大規模改修が必要になった理由が法定耐用年数を迎えるからということでしょうか。

○我孫子委員 つくり方によって、耐用年数までもたない看板もあると思うのです。ここで言うと、屋外広告物の掲出ができなくなるというのが一番厳しい内容になると思うのですけれども、屋外広告物は、構造として看板体の中に鉄骨が入っていますね。あれさえしっかりと改修なりメンテナンスなりをしておけば、耐用年数は幾らでも上がるのです。

そして、大規模改修をするタイミングで、一般的な財務上の耐用年数はぐんと延びると思うのです。こういう耐用年数が延びるメンテナンスをしたので、2回目の申請時にはさらに15年延びましたよという申請が上がってきたときに、どうなのかなということなのです。

○事務局（西元寺路政係長） タイミングの問題があると思うのですが、市としては、大規模メンテナンスをするタイミングで基準に合わせる工事をしていただくようにしてほしいという趣旨なのです。

○我孫子委員 メンテナンスに関しては、申請の義務がないですね。

○事務局（西元寺路政係長） そうですね。

○我孫子委員 そうというのが逃げ道になってしまうのです。私が申請するなら、そういう

ところから突っ込んで申請を通していきます。要は、広告主はずっと出しておきたいのです。業者としては、法の隙間を縫って申請を出させる方向に持っていきますよ。私はしませんけれどもね。

また、仮に許可を出しませんと言っても、出し続けた広告主なり業者なりに対してどれだけの強制力があるかというところですよ。許可が出ていなくてもずっと出し続けて、法的に撤去しなさいという命令ができるのかというところですよ。

○堀田委員 今の議論に半分係るぐらいの話ですけども、私たちは建物をつくっている立場なので、新築の建物を建てて、自家用看板、何とかビルだとか何々店舗だとかとつける分には、10平米とか、地域ごとに規制がかかっている、許可申請が必要になりますね。大抵の場合は足場のあるうちに看板をつけますので、10平米を超えているから許可申請が必要だとなると、その許可申請をつけないと建物の検査済証は下りないという連携が行政と確認機関で取られているようです。

ただ、建物が建った後につけるときの話はどうなのだろうと思って看板屋さんに聞いたら、お客様から頼まれない限り出さないと。違反な平米数を掲示するわけではないけれども、許可の下りる範囲内であっても、お客様から頼まれない限り出さないことが多い、こちらから積極的に働きかけないと。なぜかと聞いたら、結局、一回取るとお金が継続的にかかるということです。今、大通に掲げられている看板の中で、違反ではないけれども、許可を取っていないものが結構あるのかなと思いました。

念のために言っておくと、今挙げた例は札幌市内ではございません。地方の話ですけども、今掲げられている広告のうち、許可率がどのぐらいなのか、違反の人は置いておいて、正しいのだけれども、許可を取っていない人は今後どうなるのか。今は正しく許可申請を出してくれる人を相手にしか考えていらっしやらないけれども、もしかしたらそうではない人のほうが多いのかなと思って、是正までは行かないけれども、ちゃんとパトロールして、許可が出ていませぬからちゃんと出してくださいねみたいな働きかけをふだんからやられているのかということと今のお話は絡むと思ったのです。

また、メンテナンスのたびに、今回の新しい規制にと言われると、怪しいところで、メンテナンスしないという方向に傾いていくと、そっちのほうが危ないと思いました。正しくない人たちのことをもうちょっと頭に置いて、今回というわけではないですが、全体的に、札幌市のあちこちの地域で、1代限りの取扱いについて、もう少し議論の場をつくったほうが良いと思います。

あえて正しくない人の立場からです。

○林（健）会長 議論が拡散していくといけないので、大通地区に関して言うと、後で紹介されると思うのですけれども、徹底されるような傾向があると思うのです。

課長、どうぞ。

○事務局（河井道路管理課長） ご意見をありがとうございます。

まず、安全面の確認につきましては、先ほども少し説明したのですけれども、3年に一

度の申請のときに写真をつけてもらって、業者から安全であるというコメントをつけてもらって、それを基に新しく許可を更新しております。当然、必要な改修はするのですが、大規模改修となりますと、当然、お金がかかります。

私たちが考えていたのは、急にこの看板を撤去しなさいという費用負担をさせるのは申し訳ないけれども、大規模改修でかかる費用で撤去できるのであれば、それは撤去してくださいという指導をしようと思っております。

○林（健）会長 僭越ですけれども、先ほど堀田委員に申し上げたのは、大通地区に関しては、徹底して風致地区であり、景観計画重点地区であり、森さんも景観審議会の委員をやられているということもあって、非常に厳しくしようという心意気がおありになって、徹底していろいろな広報というか、吉田委員が、以前、広報しようということも含めて、吉田委員の発言は非常に重要であるということは申し上げていますが、パブリックコメントをする際に、大通のビル主をみんなかき集めて、説明会ということをやります。

そういうことも含めて、私はマスコミにいましたので、違反しているのは新聞に上げたらどうだと申し上げたのですが、これはそう簡単には言えないですね。札幌市長がオーケーと言えれば出すかもしれませんが、そのぐらいのことをやらないと、大通を理想的な景観地区にはできないだろうという皆さんの思いがあると思います。

私は、今、具体的にそこら辺の管理をどう徹底していくかというのは、行政としてはこの条文には載せにくいですね。ですから、吉田委員が前に言われたような広報活動が大切でしょうし、徹底した取締りというか、行政の方はなかなか取締りは難しいと思いますけれども。

ほかにございませんか。

○渡部委員 2点確認したい点があります。

前回の審議にも出たと思うのですが、表示面の白い広告物については継続申請の必要性がないということでしたが、例えば、白い部分があり長く続くようだと撤去する方向に持っていくとか、今回の中にないので、そういうものもあってもいいと思いました。

もう一点は、最終案として、屋上広告物は不可ですということに関して、屋上広告物の継続申請があると思うのですが、そのときには、是正計画の中で除却の申請をしてくださいという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（西元寺路政係長） そうなると思います。

渡部委員のおっしゃる意味は、屋上広告物の改修はありえないのでしょうか。基準に合う改修イコール除却ですからということですね。そのとおりです。

○渡部委員 そのときに、是正も3年置きにとなっておりますが、先ほども誰かおっしゃっていましたように、3年置きにまたやります、またやりますと、お金もかかることですから、強制力はなかなか難しいと思うのですが、例えば、この計画をつくるときに、大通地区としては何年までに屋上広告物をなくしたいので、それまでにはなくしてくださいねというものがあってもいいのかなという意見です。

○林（健）会長 ほかにございますか。

○飯塚委員 少しお話が違う観点かと思うのですが、今、大通地区ということでお話をしていますが、同じ大通といっても、西1丁目と西12丁目の地域はまちとしての性格がかなり違います。今、はぐくみの軸というお話がありますが、札幌の歴史を考えれば、創成橋のところから南1条通近辺というのが札幌市内の商業地区の始まりだと思います。今でこそ、駅前地域が商業の中心的感觉になっていますが、かつては4丁目交差点、それから、南1条通がまちの商業の中心でありました。

それと西12丁目の裁判所などがあるエリアとはまちの性格が全く違うわけですから、今、一体として、丸井の看板をとか懸垂幕をとという話になっていますけれども、そのところを全部一緒にしてしまっただけではいけないのではないか、まちのことをみんなで知ってこう、改めてまちの歴史を考えようという趣旨にも反すると思うのです。

ですから、それをどうやってしたらいいのか難しくて、例えば、西1丁目から4丁目までは商業地区的な要素を認めるというふうにできるのか、できないのか、駅前通を挟んで、せいぜい西4丁目までならまだいいとか、そんな話ができるのかどうか、そこら辺を少し検討できたらいいかなと思います。

違う話で申し訳ないですが、明治の初期の地図を見ると、今、私たちは、札幌市と言ったら、北が上で、JRが走っていて、大通があって、駅前通があってということですが、まだ汽車もなければ大通公園さえもない当時の図は、創成川を左右に見て、手稲山、その向こうに銭函が見えるという角度で札幌のまちが描かれています。それを考えると、大通という軸、創成川という軸をもう一回見直さなければいけないのかなとその絵を見て思ったのです。

そういうこともあるので、ただ大通と言っても、性格がいろいろあることを考慮したいと思いました。

○林（健）会長 進行係としては、こういう議論も進めていきたいので、私もそこに引っ張られるのですが、今のご意見は、森委員が参加されている景観審議会のテーマなのです。私どもの会議は、非常に具体的な話をしなければならないのです。

でも、大事なことは、この審議会は記録されますので、先ほど言いましたように、平成23年度の会議の議事録の中から引っ張り出して、市の担当者が一生懸命やっていただいて、そこからの今の議論なのです。今回、一番最初にあった議論もそういう記録の中から生まれていますから、無駄ではないのですが、絞り込まないといけないので、私は焦っています。

今、各委員が話されたことは、記録をしていただいて、加味できる場所があればということでもよろしいですね。

ご質問からご意見に自然に変わってはいっていますが、ほかにご意見はございますか。

○我孫子委員 先ほど、強制力のお話をさせていただきましたけれども、四国の香川県高松市では、既にかんりの強制力をもって改修や撤去を求めて、10年間の経過措置の中で

進めないと違反広告物とみなしているという条例があります。

さらに、先ほど、費用がかかると言っていましたけれども、撤去に係る費用の助成をしています。香川の小さい高松市で、お金を出してまで景観を守ろうとしているのです。200万人近い市民がいる札幌市でなぜこの助成金を出せないのかということも、ぜひ今後は議論をしていただきたいと思います。

○林（健）会長 ありがとうございます。

事務局の方は非常に大変だと思いますが、今、そういう条例が出ているので、愛する札幌のまちが、先陣とまでは行かなくても、大都市ですから、いろいろ事情があると思いますけれども、その方向で考えられるようにお願いします。

司会進行で立場ですが、意見を言わせていただきますと、ぜひお考えいただいて、次の審議会がもしあるならば、どうやっていくのが一番いいのかということをお話する機会があったら、ぜひ時間を設けていただけたらと思います。

官吏の方だけではこういう話は進まないと思うのです。市民が動いて、こうあるべきではないかという意見があるから市町村も動くと思いますので、やるならそこまでやらなければいけないという感じはあります。

ほかにご意見はありますか。

○渡部委員 今、我孫子委員のおっしゃった意見と同じですけれども、助成金を出している市町村はとてまたくさんあって、私が調べたところ、弘前市とか、富山県とか、京都はもちろんですけれども、景観をよくするために、広告物を撤去する代わりにお金を出しますというのもあります。

また、京都は極端な例ですけれども、まち並みのデザインに重きを置いていて、例えば、仕様をのれんにするとか、あんどんの置き型の小さいものを置くとか、デザインを変えることによってお金をあげますという試みもあって、まち並みもよくなって、積極的にやる人が非常に増えているのです。

そういう試みも大事ですが、そういうことをやったとしたら、例えば、市民の人から大通らしいサインを見つけましたみたいな投稿を集めて、これがいいですねなんてことをやると、一般の人の関心も集まるのではないかと思います。

○林（健）会長 僕はうっかりしていましたが、森委員がいらっしゃいます。先ほど我孫子委員がおっしゃったことは、森委員が所属されている景観審議会の中で話されるべき話です。ここは広告の具体的なところを話される場所であって、先ほどの飯塚委員のことを含めて、そこから広がっていく話なわけです。高松市もそこから始まっていたはずですよ。

ですから、景観のほうでやっていただくのがやりやすいですよ。関係性としては、景観に縛られて屋外広告物が影響されているわけですから、そのところの連携ができればと思うのですが、森委員、出席されていてどうですか。

○森委員 昨日も景観審議会がありまして、議論の詳細をここで報告することは控えますが、簡単に私個人の意見を申し上げます。



景観計画ができて5年たっていますので、見直しの時期に入ってくる中で、屋外広告物審議会は初めて出させていただいたのですけれども、定量的で、誰が見てもいいよね、悪いよねという項目のみが書かれています。しかし、どういう都市にしていくかという定性的な部分、誘導していく基準みたいなものは景観計画の中で議論しなければいけないと思っております、そこの部分の連携を取るようには検討すべきという意見です。

○林（健）会長 ここに飯塚委員がいらっしゃって、歴史的なこととか背景とかを含めて景観と言って、そこの中に広告物があるという先ほどおっしゃったことは、我孫子委員がおっしゃったことと一致しています。結局、そういう中で広告を考えたほうがいいのかというの、景観審議会の中で話されるべき話なわけです。しかし、ここにあるのは、景観法の枠の中で、さて、それをよしとするか悪とするかがこの会議だと思っております。

本来で言うと、そうではなくて、除去する、法をきちっとつくって条例を守らせるためには助成金も出しますから、ちゃんと景観を守ってくださいという方向づけをどういうふうにするか、これは行政の事務論の中で話をさせていただくのか、行政がやりにくいのであれば、審議会委員の中から発言をしていくかですね。

私はなぜ意識的に話しているかという、記録に残るからです。記憶に残れば、官吏の方が動きやすいはずですよ。

そういう意味で、ご意見をいただきたいと思っております。

ほかにはいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○林（健）会長 具体的な話の35ページに関して、一つ一つを確認していくのも何ですが、今、議論されたことは、最後に黄色で書いている経過措置のことを含めて、1代限りのことに関しての縛りですね。あとは、個々の問題に関して、最終案の中でご質問あるいはご意見があればお願いします。まとめる方向に入っております。

○吉田委員 話がややこしくて、大変ですね。

分かりやすいところでいけば、広告の規制というところに、先ほどの景観審議会の分かりやすい指針が明快に出ていないと、単なるスペースの話であったり耐久性であったり法的な話というのは、この審議会の内容としてはほとんど具体的な発言はできません。

景観絡みの広告という意味では、はぐくみの軸をかなり具体化していただかないと、今後これをどんなふうにしていくかというシンプルな構成でまとめて意思伝達してもらわないと、僕らも市民も分かりません。

それと関連して、今、僕が挙手したのは、34ページのデジタルサイネージについてということなんです。大通地区では、デジタルサイネージの機能が十分に発揮できないおそれがあるため、前回同様、不可にするということです。不可に関しては、私も今は賛成の立場を取っているのですけれども、サイネージの機能が十分に発揮できないおそれがあるためではなくて、風致地区の景観を害する可能性があるからというように、主従の関係をはっきりしていかなければいけないと思っております。

そして、その基となるのが、風致地区の意味であったり、想定する見え方というところにつながっていったら、今、その話をここでするわけにはいかないのですけれども、書きぶりとしては、風致地区ゆえにというほうが分かりやすいと思います。

○林（健）会長 そのほうがいいと思うのですが、いかがですか。

○事務局（西元寺路政係長） 実は、私どももそう思っております。

私どもとしても、再度整理できるのであれば、そのほうが分かりやすいと思いますし、景観の政策と申しますか、方針にも合致してくると思いますので、そのような方向で整理させていただければと思います。

○林（健）会長 ほかにございませんか。

○森委員 26 ページで、確認だけさせていただきます。

広告物に関しては、風致地区の線引きのラインを赤から緑までで捉え直しますというのは全く同意ですけれども、禁止地区という概念がどういうふうに表示されるのか、ちょっと心配になりました。

○事務局（西元寺路政係長） 公園の中がそもそも風致地区になっていまして、規制ができるだろうということです。あとは、道路の部分がどうなるかですが、実は道路法でかなり規制されます。ですから、屋外広告物条例のラインを景観計画重点区域と合わせることで、今までの取扱いにそごが生じるかということ、それは生じません。

○森委員 歩道はどうなるのですか。

○事務局（西元寺路政係長） 歩道も道路法と同じです。車道も歩道も道路法では道路です。

○森委員 では、そこは禁止のまま緩和するわけではないということですね。

○事務局（西元寺路政係長） はい。

○林（健）会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○林（健）会長 それでは、一旦、事務局に戻して進めていただきたいと思います。

○事務局（西元寺路政係長） 資料4です。

今ご議論いただきました基準、ルールをどのように市民の方々に対して周知していくかというところです。

37 ページですが、まず、先ほど委員長からもありましたけれども、パブリックコメント手続がございます。

概要としては、条例や計画など、一定の政策の策定に際しまして、案を公表して、それに対する意見や情報を広く募集し、寄せられた意見に対して政策を決定するとともに、意見に対する行政の考え方を公表することという定義です。

目的としては、市民の皆様との協働により市政を深めていくこととございますので、期間としては原則30日以上となっていまして、本審議会での今回の大通の整備地区の指定に関しては、11月15日から12月15日までの30日間でやらせていただこうと思っ

ております。

今ご議論いただいたものを若干微修正して、ホームページに掲載させていただきます。

現物に関しては、区役所等で紙ベースのものを配布させていただきます。当然ながら、本庁舎でも、私どもがいる6階とか、2階の市政刊行物コーナーでも配布をさせていただきます。

ご意見に関しては、メールや郵送や持ち込みでも結構ですけれども、広く受付をさせていただくというのがパブリックコメントの手続でございます。

通常はこれだけで終わりですけれども、これに加えて、38ページでは、先ほどビルの方々というお話がございましたが、関係者の方への説明会を考えております。

下にカラフルに色づけた地図がありますけれども、赤いラインでくくったところが今回のエリアになります。歩道のラインから30メートルのラインが整備地区のラインでありまして、ビルの所有者の方々は80ほどございます。

この方々に対して、私どもが現時点でポスティングをさせていただいて、具体的に説明会を11月の後半に行おうというふうに考えております。

パブリックコメントが11月中旬から12月の中旬なので、11月の後半はやっている最中という形になりますが、今、パブリックコメントをしているけれども、パブリックコメントに気がつかない方もいらっしゃると思いますので、実際に皆様に影響がある、関係があるルールが策定されますということでお話をしていきます。

先ほど、我孫子委員や堀田委員からも懸念が示されましたけれども、規制に対していろいろな考え方を持っていていらっしゃる方や、そもそも知らない方がいらっしゃるということなので、こういう趣旨ですので、市としてもいたずらに経過措置などで期間を延ばしていくようなことは想定しておりません、というお話も丁寧にこの場でさせていただこうと思っております。

あとは、この規制をそもそも知らない方、許可が必要であることを知っているけれども、取っていないという方々もいらっしゃると思いますので、そういったような方々に対しては、パトロールではないのですけれども、1年に1回、道路占用物件・屋外広告物適正化業務を、特別な予算を使って、特定の街路、道路にある広告物、ビルなどに掲出されている広告物について、許可を取っているか、取っていないかを一軒一軒調べる事業をやっております。

これは毎年やっているのですけれども、今回指定させていただくエリアなども調査をしていくということも含めて、手続漏れなどがないような形をつくっていきたいと考えております。

以上が資料4、周知についてでございます。こういった周知をしていった先にどういった効果が市民にもたらされるのか、そういったことがこの基準を守っていかうということの納得感にもつながっていくと思うのですが、それについては資料5の屋外広告物の改善事例及びそれがもたらす効果についてと銘打ちました。

京都市の事例は、屋外広告物条例が全国で一番厳しいということで一日の長がありますので、どういったやり方をしているのか、市民がそれに対してどのような評価をしているのかということをお調べしました。

まず、41ページの写真は、この仕事をしているとかなり衝撃的な写真でして、こんなにきれいになるのかというものです。左が平成19年で、右が平成30年ですから、約10年でこうなりましたという写真です。

40ページの地図に、こういうロケーションですと示していますが、祇園があるところの近くから紅葉の名所などで有名な嵐山を見た景色です。

京都四条通というところですが、ぱっと見で、突き出し看板がなくなっています。これは禁止をしたからです。

また、アーケードがまちの真ん中に見えると思うのですが、アーケードから上の部分についての突き出し看板を禁止して、なおかつ、アーケードの部分に行政がつけた交通の標識などがめちゃくちゃたくさんあるのですが、これを全部下に引っ込めた、もしくは取ったというものです。

かなり劇的な変化ですが、別に京都市があめやむちを使ったわけではないのです。先ほど補助金や行政代執行の話がありましたけれども、補助金を出したり、行政として看板をもぎ取ったという話ではございませんで、条例を変えました、ルールを周知します、皆さんもお願いしますということで行政がお願いをして周知をしていただけでこのような変化があったということです。

ここまでドラスティックな変化は全国のどこにもないと思うのですが、こういう変化がありました。

これに対して、次の42ページですが、では、京都市民はどういうふうに思っているかということになります。平成27年に調査をした結果です。

円グラフを見ると、「とてもよい」もしくは「よい」と答えた方は全体の67%です。厳しい条例ですが、70%近くの方が評価をしているということです。

なおかつ、屋外広告物について厳しい規制をして、ある程度規制が進んだ京都ですが、43ページ以降に、その見え方に関して市民がどう評価をしたかということを示しています。

点数は1点から5点までで、高いほうが高評価となるのですが、一つ一つの屋外広告物について一般市民の方に評価を求めたことは初めてだと思います。私も見たことがありませんでした。

まず、屋上の広告物について、二つの例があります。

四条大宮と伏見区のところですが、いずれも屋上の広告物があるよりもないほうがポイントが高い形になっております。

次の44ページは、先ほどご覧になっていただきました通りの見え方、つまり、袖看板などがあるバージョンとないバージョンです。こちら、袖看板が整理されていたほうが

いずれも得点が高くなっているものであります。

次の45ページは、広告物の大きさについての評価です。

こちら、上の写真は若干見づらいののですけれども、京都の市立の中学校になります。右のほうが大きな文字だと思うのですけれども、左の小さくなった文字のほうが評価が高くなっております。

下のほうは、東急ハンズではなくてTONGARI HEADSという似たようなお店ですけれども、コンパクトなほうが評価は高くなっております。

当然ながら、今回の大通エリアに関しても壁面広告物を小さくしていただこうと思っていますので、このようにしたほうが市民の評価、納得感も高まるのかなと考えております。

最後のページは、今後の私ども札幌市の課題だと認識をしているところなのですけれども、色の評価です。

色の評価に関しては、白いものと赤い色が支配的なものに分けているのですけれども、やはり白いもののほうが広告物として評価が高くなっております。札幌市は、色での規制はどこのエリアでもしていませんけれども、今後、これがもう少し浸透していったときに、また検討の俎上に上がってくると思っておりますので、引き続き情報収集などをしていきたいと考えております。

以上です。

○林（健）会長 今後、今日議論されたことが整理されて、事務局で整理されたものがパブリックコメントにかかって、意見を市民から上げていただいて、恐らく、その間にはぐくみの軸の説明を含めた大通の関係者への説明会があるのだと思います。

そういう広報的なこともありながら、一方で、2月の3回目の会議で最終的にルールを確定していくことになると思います。

私から聞きたいのは、今日の議論の中で少し変わるようなことがあるような気がするのですけれども、最終的にパブリックコメントの前に委員に示されますか。議論の中で集約されるだけですか。

○事務局（西元寺路政係長） 今、具体的にどこを変えようかという考えは整理できていないのですけれども、変えることになれば、別途、パブリックコメントの前に何がしかの形で皆様にお示しさせていただきたいと思っています。

今、何を変えるかというところのイメージはございません。

○林（健）会長 一番シンプルなのは、古谷委員がおっしゃった、言葉を変えるということかと思えます。

今すぐお答えできないと思うのですけれども、もう一回振り返っていただいて、この言葉は少し変えたほうがいいのかとか、こういう前置きをしたほうがいいのかとかいうものがあれば、そうしていただいたほうが審議の意味があると思います。よろしく願います。

最後に、市の担当者が本当によく調べていただいて、私は吉田委員の言葉がいつもすご

く心に響きまして、しっかりせよということで、私に言われているわけではなくて、市役所に言っているのですけれども、どのように市民に知らせるか、あるいは、これはどういう基準によって審議されたものかということを確認に示しなさいということをお話されていました。

そういう意味で言うと、この最終案は、京都の事例のように市民を変えていく、条例が市民を変えていくという大きな例ではないか。市民から上がってきたことはあるけれども、市民の意見が上がってきた、あるいは条例が市民の意識を変えていくということを含めて、お金がかからず、強制力もなく決まるのが理想的ではありますが、札幌市民はどうかということがあります。観光都市・札幌をみんな意識していますが、一方で、北海道の大事な産業都市でもあるので、いろいろな顔を持っているだけに市民の意識も様々です。飯塚委員の話ではないですけれども、西1丁目と西11丁目では歴史的にも意味も全然違ってくるので、そういう多様な色をした札幌市の中の市民の意識を醸成していくためにはどうすればいいのかというのがこの審議会の大きな意味だったと思います。

取りあえず、提案されたものに対して意見を述べさせていただきましたが、今後も市民の意識を醸成していくために、各委員の皆様もよろしくお願いします。

以上で終わりたいと思いますが、最後に心残りがあればお願いします。

○新貝委員 38ページの関係者説明会のエリアの部分で、多分、景観的には重要だと思うのですが、東外れの北電のビルのところが入っていないのですが、入れておいたほうがいいのではないのでしょうか。

○事務局（西元寺路政係長） 北電とおっしゃいましたね。

何ビルとおっしゃいましたか。東側のほうですね。

○新貝委員 あそこは北電ではなかったですか。

○事務局（西元寺路政係長） 北電です。ブルーのビルですよ。

○新貝委員 テレビ塔の向かい側も景観としては重要だと思いますので、入れるべきではないかというのが私の意見です。

○事務局（西元寺路政係長） そういうご指摘は非常にありがたいところですが、今回の指定の趣旨は、景観計画重点区域と景観保全型広告整備地区という屋外広告物条例のエリアを合わせるというもので、市民の方々に分かりやすく説明させていただくために、全体としても整合が取れるようにと思っております。

実は、今回の赤いエリア取りが景観条例と全く同じエリア取りでありますから、ほかに駅前通地区とか南口地区とか北口地区があるのですけれども、それも景観条例と同様のエリア取りをしているものですから、大通に関しても、確かに北電のビルまで入れたほうが景観としては統一感があるという話だと思うのですけれども、一旦は景観条例と同じラインで屋外広告物条例も両輪として設定していくという趣旨なものですから、まずはそこに合わせてきます。

しかる後に、今、創成川イーストなどもこれから開発を誘導していく方向性があると思

いますので、景観計画重点区域でそちらまでエリアが設定されれば、当然ながら、屋外広告物条例もそれに合わせて景観を保全していくこととなりますので、今後の課題と申しますか、ご意見としてご指摘をいただけたと考えております。

○林（健）会長 市民レベルとしては、説明会に参加させたほうがいいのではないかと言われたから参加しませんかと声をかけてみてはどうですか。あなたたちも一体ですよというか、先ほどの飯塚委員の話もそうですけれども、行政はすごくやりにくいと思うのですが、市民レベルで言うと、電話を一本かけて、もし事務局が無理だったら僕が電話してもいいですけれども、そういういい説明会があるから参加してみませんかというのは大事なことだと思います。

これは記録に残るとやりにくいと思うのですが、事務局も苦しいと思いますけれども、行政の固いところを破るのが市民だと思うので、一応、言いました。

○森委員 景観のほうでも、眺望の景観を考えていこうという動きがあります。14ページとかの象徴性の継承という意味においては、テレビ塔の裏側は大切になってくると思いますので、そういった先取りをお願いしたいと思います。

○林（健）会長 飯塚委員が喜んでおります。

それでは、いろいろな意見が出たと思います。ぜひ形にさせていただきよう、よろしくお願ひします。

では、事務局にお返しします。

#### 4. 事務連絡

○事務局（河井道路管理課長） 和やか、かつ、ご熱心にご審議いただきまして、大変ありがとうございました。

次回の会議についてご説明させていただきます。

今回は、この間にパブリックコメントを挟みますので、少し長めにお時間をいただくこととなりますけれども、年が明けて2月の中旬を予定してございます。

後日、皆様に日程表を配付させていただきますので、この日程表にご都合をご記入いただきまして、事務局にて最も多くの委員の皆様が出席可能な日を調整した上で、後日、正式な開催通知をご案内させていただきます。

皆様におかれましては、今後とも何とぞご出席を賜りますようお願いいたします。

#### 5. 閉 会

○事務局（河井道路管理課長） 以上をもちまして、令和5年度第2回屋外広告物審議会を終了させていただきます。

長時間にわたるご審議を、誠にありがとうございました。

以 上